

令和6年6月10日

令和6年

上毛町農業委員会6月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会6月期定例総会議事録

1.日 時 令和6年6月10日（月） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 17名

欠席委員 4名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	—
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	欠	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	欠			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局

事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第44号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

5.その他

- ・次回定例総会の日程について
- ・活動記録簿の提出について

会議の経過

令和6年6月10日(月)午前9時00分開会

議長 みなさん おはようございます。本日は、農業委員会5月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。本日は、志摩委員、山本委員、喜多代委員、坪根委員から欠席の連絡がありました。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から6月期定例総会を開催いたします。議事録署名委員の指名をいたします。議席6番 前田委員、議席7番 横山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、議案の審議に入ります。議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の前に本日の議案番号について説明させていただきます。総会開催の通知では、議案第43号を含んでおります。内容は、大字東上地内の太陽光発電設備に関する農地転用計画の変更承認申請について審議をお願いする予定でしたが、福岡県水田農業振興課にて事前に内容の審査を行ったところ、軽微な変更として処理を終えたとのことであります。このため、本日の議案から削除しております。それでは、議案第34号の説明をさせていただきます。資料の2ページをお願いします。議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今期分については賃貸借権20件、使用貸借権9件でございます。まず、賃貸借分ですが、期間は5年、6年となっています。対象作物は水稻等でありまして、面積は田が38,848㎡です。筆数は20筆で貸し手9名、借り手3名です。賃借料でございますが、現金で反当6,000円から18,000円、現物で28kgから60kgとなっております。次に使用貸借権分ですが、期間は1年、3年、6年、10年となっております。対象作物は野菜、水稻等でありまして、面積は田が9,761㎡、畑が1,404㎡です。筆数は9筆で、貸し手5名、借り手5名となっております。次のページ以降に申出各筆明細一覧表をお付けしております。それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第34号については、原案のとおり可決決定されました。つづきまして、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料6ページをお願いします。

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は大字土佐井63番、276番、地目は田で面積は計4,792㎡です。

所有権を移転する方は、北九州市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は8、9ページのとおりです。

申請農地は、大字土佐井地内の広域農道付近の圃場整備済み農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第35号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料10ページをお願いします。

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は大字下唐原2092番1、2092番2、地目は田で面積は計1,612㎡です。

所有権を移転する方は、埼玉県の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
位置図・箇所図は12、13ページのとおりです。
申請農地は、大字下唐原地内の町道沿いの圃場整備済み農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第36号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題
といたします。 事務局説明をお願いします。

事務局 資料14ページをお願いします。
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原777番1、地目は畑で、
面積は651㎡です。
譲渡人は、中津市の〇〇さんで、譲受人は大字下唐原の〇〇さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、651㎡です。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。
同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図・箇所図は16、17ページのとおりです。
申請農地は大字下唐原地内の未整備の畑です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については私が地区担当委員となっておりますが、
事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第37号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題
といたします。 事務局説明をお願いします。

事務局 資料18ページをお願いします。
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井65番、地目は田で、面積は2,328㎡です。

譲渡人は、遠賀郡遠賀町の〇〇さんで、譲受人は大字土佐井の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、2,328㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は20、21ページのとおりです。

申請農地は大字土佐井地内、友枝川沿いの圃場整備済みの田です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については奥野委員が地区担当委員となっています。いかがでしょうか。

奥野委員 5月16日に現地を確認しましたが、特に問題はありません。事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第38号については、原案のとおり可決決定されました。つづきまして 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料22ページをお願いします。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野26番3、地目は田で、面積は13㎡です。

隣接する雑種地、大字宇野26番1に住宅を建てる方が、同じ譲渡人の方から併せて農地も取得するものです。

譲渡人は、広島県福山市の〇〇さんで、譲受人は大字上唐原の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、13㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は24、25ページのとおりです。

申請農地は大字宇野地内、町道沿いの圃場整備地区内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については水嶋委員が地区担当委員となっています。
いかがでしょうか。

水嶋委員 事務局の説明のとおりです。隣に家を建てる方が併せて農地も取得するものです。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第39号については、原案のとおり可決決定されました。

(委員挙手)

つづきまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料26ページをお願いします。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字宇野26番2、地目は畑で面積は65㎡です。

申請人は、大字上唐原の〇〇さんで、理由としては、一般住宅用地確保のためです。

隣接する雑種地、大字宇野26番1に住宅を建てる方が、住宅用地の一部として転用するものです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近農地に対する被害の有無については、26番2が隣接する農地は無く、

また、水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は第2種農地であり、隣接する土地と一体で利用するものであり、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は27、28ページのとおりです。

申請農地は、大字宇野地内、町道沿いの圃場整備地区内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については水嶋委員が地区担当委員となっています。
いかがでしょうか。

水嶋委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第40号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料29ページをお願いします。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字成恒598番5、地目は畑で面積は397㎡です。

申請人は、大字成恒の〇〇さんで、理由としては、一般住宅用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と、

水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は第1種農地であり、集落接続に該当することから、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は30、31ページのとおりです。

申請農地は、大字成恒地内、町道沿いの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については宮秋委員が地区担当委員となっています。いかがでしょうか。

宮秋委員 事務局の説明のとおりです。現況は田で、境界の立ち合いもしています。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第41号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料32ページをお願いします。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水1668番1、地目は田で面積は461㎡です。

申請人は、大字八ツ並の〇〇さんで、理由としては、一般住宅用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と、

水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は第1種農地であり、非農用地設定された農地であることから、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は33、34ページのとおりです。

申請農地は、大字垂水地内、県道沿いの農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については志摩委員が地区担当委員となっていますが、本日欠席です。

事務局 志摩委員から特に問題は聞いておりません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めたいと思います。
(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第42号については原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第44号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、
その他事務の実施状況についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の35ページをお願いします。
令和5年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況についてでございます。
35ページは、令和5年4月1日現在の、農業委員会の状況です。
資料の36ページをお願いします。

Ⅱの1 最適化活動の成果目標についてでございます。

(1) 農地の集積の実績ですが、目標に対する達成状況は104.5%で目標を達成しています。
引き続き関係機関と連携しながら、担い手等への農地集積に向けて推進していく必要があります。
(2) 遊休農地の発生防止・解消についてですが、目標に対する達成状況は0%で目標を
達成できませんでした。

農業委員会としては、農地パトロール等を実施することで、今後も遊休農地の解消を推進していきます。
また、新規に遊休農地が発生しないよう、農業委員・最適化推進委員の皆様には、日頃から
農地の見回りの徹底をお願いいたします。

資料の37ページをお願いします。

(3) 新規参入の促進についてですが、令和5年度は新規参入者の実績はありませんでした。
そのため、新規参入者への貸付等について、農地の所有者の同意を得て公表した面積もございません。

Ⅱの2 最適化活動の活動目標についてでございます。

(1) 最適化活動を行う目標日数については、1人あたりの活動日数は10日としておりました。
実績としては、1人あたり平均で月6.8回でした。今年度も引き続き、毎月10回以上の最適化活動
の実施をお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定についてですが、目標3回に対し、実績3回の取り組みを行いました。
詳細は記載のとおりです。

資料の39ページをお願いします。

(3) 新規参入相談会への参加についてです。実績としては、8月19日に行橋市で行われた京築地区就農相談会に事務局と農業委員1名で参加しました。

最適化活動の活動目標については達成しましたが、新規参入には結びつきませんでした。資料の40ページをお願いします。

事務の実施状況についてです。

1 総会については、毎月実施しております。

2 農地法第3条に基づく許可事務は、年間21件

3 農地転用に関する事務の処理件数は年間7件

4 違反転用については、現状で把握しているものではありません。

なお、本日審議いただいた後、町ホームページに掲載する予定です。

議案第44号については以上でございます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第44号については原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議が終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について申し上げます。

次回7月期の定例総会については、7月10日(水)を予定しております。

次회가、現在の委員の皆様による最後の総会となります。

総会に欠席された場合には、後日役場まで資料の受け取りをお願いします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

宮秋委員 議案第43号の件ですが、軽微な変更とはどういった内容ですか。

事務局 太陽光パネルの配置位置図の変更でして、県の水田農業振興課にも事前審査ということで資料を送付し、現地も立会したところ、県庁で軽微な変更として取り扱うと結論が出たということでございます。

議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

前田委員 活動記録簿は、7月11日以降の分はどうしますか。

事務局 任期の7月19日までは活動いただき、事務局へ提出してください。

議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。
それではこれで6月期定例総会を終了します。

令和6年6月10日 午前9時30分閉会